

寄附金の損金算入に関する明細書

事 年	業 度	・ ・	・ ・	法人名	
--------	--------	--------	--------	-----	--

別表十四(二) 令八・四・一以後終了事業年度分

公益法人等以外の法人の場合				公益法人等の場合				
一 般 寄 附 金 の 損 金 算 入 限 度 額 の 計 算	指 定 寄 附 金 等 の 金 額 (43の計)	1	円	損 支 出 し た 寄 附 金 の 額 入 所 得 金 額 仮 計 限 度 額 の 計 算	長 期 給 付 事 業 へ の 繰 入 利 子 額	27	円	
	支 出 した 特 定 公 益 増 進 法 人 等 に 対 す る 寄 附 金 額 (44の計)	2			同 上 以 外 の み な し 寄 附 金 額	28		
	公 益 信 託 に 対 す る 寄 附 金 額 (45の計)	3			そ の 他 の 寄 附 金 額	29		
	そ の 他 の 寄 附 金 額	4			計	30		
	計 (1) + (2) + (3) + (4)	5			所 得 金 額 仮 計 (別表四「26の①」)	31		
	完 全 支 配 関 係 が あ る 法 人 に 対 す る 寄 附 金 額	6			寄 附 金 支 出 前 所 得 金 額 (30) + (31) (マイナスの場合は0)	32		
	計 (5) + (6)	7			同 上 の $\frac{20 \text{ 又 は } 50}{100}$ 相 当 額	33		
	所 得 金 額 仮 計 (別表四「26の①」)	8			$\left[\begin{array}{l} \frac{50}{100} \text{ 相当額が年200万円に満たない場合(当該法} \\ \text{人が公益社団法人又は公益財団法人である場合} \\ \text{を除く。)} \text{は、年200万円} \end{array} \right]$	公 益 社 団 法 人 又 は 公 益 財 団 法 人 の 公 益 法 人 特 別 限 度 額 (別表十四(二)付表「3」)	34	
	寄 附 金 支 出 前 所 得 金 額 (7) + (8) (マイナスの場合は0)	9				長 期 給 付 事 業 を 行 う 共 済 組 合 等 の 損 金 算 入 限 度 額 (27)と融資額の年5.5%相当額のうち少ない金額)	35	
	同 上 の $\frac{2.5 \text{ 又 は } 1.25}{100}$ 相 当 額	10			損 金 算 入 限 度 額 (33)、((33)と(34)のうち多い金額)又は((33)と(35)の うち多い金額)	36		
	期 末 の 資 本 金 の 額 及 び 資 本 準 備 金 の 額 の 合 計 額 又 は 出 資 金 の 額 (別表五(一)「32の④」+「33の④」)	11			指 定 寄 附 金 等 の 金 額 (43の計)	37		
	同 上 の 月 数 換 算 額 (11) × $\frac{1}{12}$	12			国 外 関 連 者 に 対 す る 寄 附 金 額 及 び 完 全 支 配 関 係 が あ る 法 人 に 対 す る 寄 附 金 額	38		
	同 上 の $\frac{2.5}{1,000}$ 相 当 額	13			(30)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額 (30) - (38)	39		
	一 般 寄 附 金 の 損 金 算 入 限 度 額 (10) + (13) × $\frac{1}{4}$	14			損 金 算 入 限 度 額 (22) - ((10)又は(14)) - (18) - (19) - (20)	40		
特 定 寄 附 金 支 出 前 所 得 金 額 の $\frac{6.25}{100}$ 相 当 額 (9) × $\frac{6.25}{100}$	15		国 外 関 連 者 に 対 す る 寄 附 金 額 及 び 完 全 支 配 関 係 が あ る 法 人 に 対 す る 寄 附 金 額	41				
期 末 の 資 本 金 の 額 及 び 資 本 準 備 金 の 額 の 合 計 額 又 は 出 資 金 の 額 の 月 数 換 算 額 の $\frac{3.75}{1,000}$ 相 当 額 (12) × $\frac{3.75}{1,000}$	16		計 (40) + (41)	42				
特 定 公 益 増 進 法 人 等 に 対 す る 寄 附 金 の 特 別 損 金 算 入 限 度 額 (15) + (16) × $\frac{1}{2}$	17		指 定 寄 附 金 等 の 金 額 (43の計)	37				
特 定 公 益 増 進 法 人 等 に 対 す る 寄 附 金 の 損 金 算 入 限 度 額 (2)と(15)又は(17)のうち少ない金額)	18		国 外 関 連 者 に 対 す る 寄 附 金 額 及 び 完 全 支 配 関 係 が あ る 法 人 に 対 す る 寄 附 金 額	38				
公 益 信 託 に 対 す る 寄 附 金 の 損 金 算 入 限 度 額 (3)と((15)又は(17)) - (18)のうち少ない金額)	19		(30)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額 (30) - (38)	39				
指 定 寄 附 金 等 の 金 額 (1)	20		損 金 算 入 限 度 額 (22) - ((10)又は(14)) - (18) - (19) - (20)	40				
国 外 関 連 者 に 対 す る 寄 附 金 額 及 び 本 店 等 に 対 す る 内 部 寄 附 金 額	21		国 外 関 連 者 に 対 す る 寄 附 金 額 及 び 完 全 支 配 関 係 が あ る 法 人 に 対 す る 寄 附 金 額	41				
(5)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額 (5) - (21)	22		計 (40) + (41)	42				
損 金 算 入 限 度 額 同 上 の うち 損 金 の 額 に 算 入 さ れ ない 金 額 (22) - ((10)又は(14)) - (18) - (19) - (20)	23		指 定 寄 附 金 等 の 金 額 (43の計)	37				
国 外 関 連 者 に 対 す る 寄 附 金 額 及 び 本 店 等 に 対 す る 内 部 寄 附 金 額	24		国 外 関 連 者 に 対 す る 寄 附 金 額 及 び 完 全 支 配 関 係 が あ る 法 人 に 対 す る 寄 附 金 額	38				
完 全 支 配 関 係 が あ る 法 人 に 対 す る 寄 附 金 額 (6)	25		計 (40) + (41)	42				
計 (23) + (24) + (25)	26		指 定 寄 附 金 等 に 関 す る 明 細					
指 定 寄 附 金 等 に 関 す る 明 細				寄 附 金 額				
寄 附 した 日	寄 附 先	告 示 番 号	寄 附 金 の 使 途	43				
				円				
計								
特 定 公 益 増 進 法 人 若 し く は 認 定 特 定 非 営 利 活 動 法 人 等 に 対 す る 寄 附 金 又 は 認 定 特 定 公 益 信 託 に 対 す る 支 出 金 の 明 細								
寄 附 した 日 又 は 支 出 した 日	寄 附 先 又 は 受 託 者	所 在 地	寄 附 金 の 使 途 又 は 認 定 特 定 公 益 信 託 の 名 称	寄 附 金 額 又 は 支 出 金 額				
				44				
				円				
計								
公 益 信 託 に 対 す る 寄 附 金 の 明 細								
寄 附 した 日	受 託 者	所 在 地	公 益 信 託 の 名 称	寄 附 金 額				
				45				
				円				
計								
そ の 他 の 寄 附 金 の うち 特 定 公 益 信 託 (認 定 特 定 公 益 信 託 を 除 く 。) に 対 す る 支 出 金 の 明 細								
支 出 した 日	受 託 者	所 在 地	特 定 公 益 信 託 の 名 称	支 出 金 額				
				円				